

神奈川海区漁業調整委員会指示第 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、毎年 6 月 1 日から 10 月 14 日までの間及び 12 月 1 日から同月 31 日までの間、酒匂川河口の次の区域におけるあゆの採捕を禁止する。

なお、この指示の有効期間は、令和 8 年 12 月 31 日までとする。

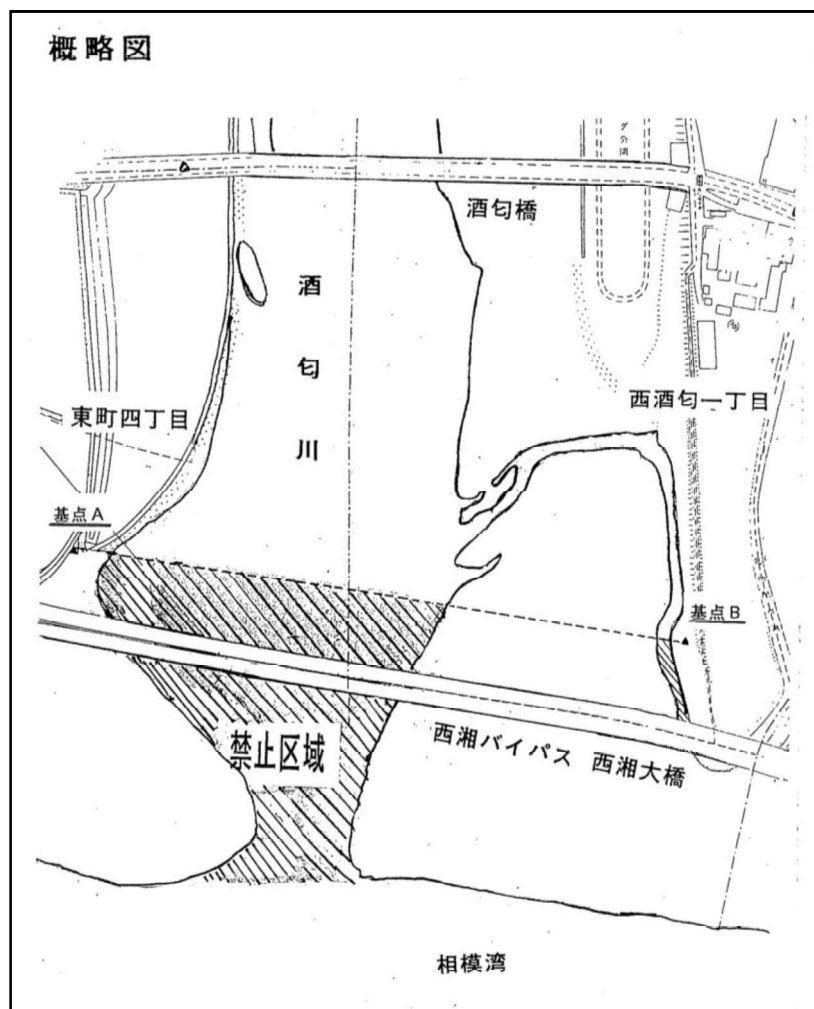
令和 7 年 5 月 13 日（公報登載予定日）

神奈川海区漁業調整委員会
会長

次の基点 A から基点 B を見通す線から河口までの酒匂川の区域

基点 A 小田原市東町四丁目 496 番口に設置した標柱

基点 B 小田原市西酒匂一丁目 1,653 番 12 に設置した標柱



(案)

神奈川海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、毎年6月1日から10月14日までの間及び12月1日から同月31日までの間、早川河口の次の区域におけるあゆの採捕を禁止する。

なお、この指示の有効期間は、令和8年12月31日までとする。

令和7年5月13日（公報掲載予定日）

神奈川海区漁業調整委員会
会長

小田原市早川橋右岸側橋脚下流端（A）と同橋左岸側橋脚下流端（B）の見通し線から河口までの早川の区域

